

平成25年鞍手町議会第1回臨時会会議録(第1号)						
平成25年 2月15日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成25年 2月15日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成25年 2月15日 午後1時36分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	12	岡崎邦博		13	栗田幸則	

職出 務席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

## 平成25年第1回鞍手町議会臨時会議事日程

2月15日 午後1時開議

### 第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

日程第4 議案第1号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町一般会計補正予算第7号）

日程第5 発委第1号 鞍手町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第6 発委第2号 鞍手町議会政務活動費の交付に関する条例

日程第7 発委第3号 鞍手町議会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成25年2月15日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から平成25年第1回鞍手町議会臨時会を開会します。

町長から挨拶の申し出がありますので、これをお受けいたします。

町長。

○町長 徳島 眞次君

このたび、町長として町政運営の重責を担わせていただくこととなりました徳島でございます。就任後初めての議会にあたりご挨拶を申し上げます。

昨年12月に柴田町長が急逝され、喪に服す間もなく町長選挙を迎え、当選の翌日から平成25年度予算編成などの重要な公務に取り組んでおりますが、あらためて柴田町長のご冥福を心からお祈り申し上げます。

これからの鞍手町のまちづくりに思いを巡らせてみますと、その責任の重さに身の引き締まる思いがいたしております。当面は、現在進行中の町の重要施策を継承し確実に進めていくところから始めてまいります。私が選挙で掲げました公約も具現化していきたいと考えております。よって、施政方針につきましては、あらためて3月定例会におきまして申し述べさせていただきますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

これから、鞍手町を「魅力ある住みたい町」「老若男女すべての人が笑顔で暮らせる町」このようにしていくことを目標に、町民の皆様、議員の皆様、そして職員の皆さん方と共に力を合わせて、未来に繋がる「まちづくり」に邁進していく所存でございます。

何卒ご支援を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

次に、去る1月15日、仲野守君から一身上の都合を理由に、1月15日をもって議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしましたのでご報告いたします。

次に、議員辞職に伴って委員会条例第5条の規定により、議会運営委員会の委員に熊井照明君を指名いたしましたので報告いたします。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において12番議員 岡崎邦博君及び13番議員 栗田幸則君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を議題とします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦の方法で行ないたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って議長が指名することに決定しました。

福岡県介護保険広域連合議会議員に徳島眞次町長を指名します。

お諮りします。

只今議長が指名いたしましたとおり、徳島眞次町長を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。只今指名いたしました徳島眞次町長を当選人と決定しました。

福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました、徳島眞次町長が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に進みます。

日程第4 議案第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 徳島 眞次君

日程第4 議案第1号の1件について、提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第1号は、専決処分の承認（平成24年度鞍手町一般会計補正予算第7号）であります。

本補正予算は、柴田前町長の死亡退職により、鞍手町長選挙費用の追加及び前町長の退職手当の追加に伴う補正であります。議会を招集する時間的余裕がなかったことから、昨年12月28日付けで専決処分を行ったものであります。

今回の補正第7号につきましては、歳出予算内での増減調整となり、歳入歳出総額の増減はありませんので、予算総額に変動はございません。そのため予算総額は、歳入歳出それぞれ66億4173万8千円です。

以上が日程第4 議案第1号の提案説明であります。ご審議の上ご協賛の程よろしく願  
いいたします。以上です。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第1号 歳出について質疑をお受けします。事項別明細書の7頁をお開き下さい。

2款 総務費について7頁から9頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第1号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第1号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第5 発委第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宇田川議会運営委員長。

○11番 宇田川 亮君

発委第1号 鞍手町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の規則案を別紙のとおり提出する。

平成25年2月15日提出。

議会運営委員会委員長 宇田川 亮。

提案理由、地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部が改正されたことに伴い、本会  
議においても委員会同様公聴会の開催や、参考人の招致が出来るようになったため、鞍手町  
議会会議規則の一部を改正する必要がある。これがこの規則案を提出する理由である。以上。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

発委第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発委第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第1号 鞍手町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第6 発委第2号 及び日程第7 発委第3号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宇田川議会運営委員長。

○11番 宇田川 亮君

発委第2号 鞍手町議会政務活動費の交付に関する条例。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成25年2月15日提出。

議会運営委員会委員長 宇田川 亮。

提案理由、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正されたことに伴い、政務調査費が政務活動費へ名称変更されたことなどにより、新たに鞍手町議会政務活動費の交付に関する条例を制定する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

次に、発委第3号 鞍手町議会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成25年2月15日提出。

議会運営委員会委員長 宇田川 亮。

提案理由、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正されたことに伴い、政務調査費が政務活動費へ名称変更されたことなどにより、鞍手町議会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

発委第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に発委第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発委第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に発委第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第2号 鞍手町議会政務活動費の交付に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって発委第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第3号 鞍手町議会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって発委第3号は原案のとおり可決されました。

これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 13時14分

再開 13時33分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

日程第4 議案第1号を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原 総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第1号 専決処分の承認(平成24年度鞍手町一般会計補正予算第7号)。

本委員会は本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 専決処分の承認(平成24年度鞍手町一般会計補正予算第7号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第1号は委員長報告のとおり承認されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成25年第1回臨時会を閉会します。

閉会 13時36分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 岡 崎 邦 博

議員 栗 田 幸 則